

公私連携型保育所について

公立保育園の民設民営化における保護者の懸念事項

① 公の施設ではなくなる（市の関与がなくなる）ことへの懸念

民間の施設になり、市の関与がなくなることで、保育事業が健全・安定的に運営されるのか不安。

② 保育士の入替への懸念（※公設公営園を民設民営化する場合）

担任保育士等の変更による児童への影響を緩和するため、一定程度の移行期間（半年～1年）は設けられるが、それでも少なからず児童に影響を与えるのではないかと不安。

③ 保育の質が保たれるのかということへの懸念（※公設公営園を民設民営化する場合）

民間園でも、処遇改善・キャリアアップ制度等の導入によってベテラン保育士の確保を図ったり、第三者評価の実施による保育の質の担保を図っているが、公立保育園のとくと変わらない保育が受けられるのか不安。

保護者の懸念を払拭するために…

公私連携型保育所制度の導入の検討（公私連携協定締結によって可能となること）

① 市によるチェック機能を確保するなど、安定した事業運営を維持することができます。

三鷹市の事例では、運営状況報告の提出を義務付け、市がチェックを行うことで、保育事業の透明性・客観性を担保しています。

南足柄市の事例では、一時避難所に指定することで、民設民営施設に公の機能を残しています。

② 公立保育園の保育士を一定期間派遣するなど、緩やかな職員の入替も想定できます。

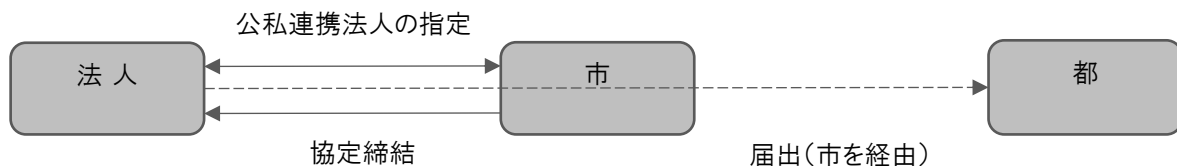
昭島市の事例では、公立保育園のときの保育士の多くを設置主体である社会福祉事業団に派遣し、派遣職員の退職に伴って民設民営化先の社会福祉事業団の職員を補充するという方法を採用することで、緩やかな職員の入替を実施しています。

③ 公立保育園の保育理念・手法を一部継承するなど、保育の質を一定程度担保できます。

三鷹市の事例では、「三鷹市立保育園保育のガイドライン」の準拠を協定書で義務付けるだけでなく、園長の派遣や保育士同士の人事交流等により、保育理念・手法の引継ぎに実効性を持たせています。

【公私連携保育所の概要】

市と協定を締結した法人（株式会社を含む）が、公私連携法人として指定を受け、運営する保育所を公私連携型保育所とする。（児童福祉法第56条の8(H27.4.1改正）



<協定締結事項>

- ① 公私連携型保育所の名称及び所在地
- ② 公私連携型保育所における保育に関する基本的事項
- ③ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項